

資格取得支援契約書

株式会社三五（以下、「甲」という。）と、甲に雇用される従業員_____（以下、「乙」という。）は、乙のキャリア形成および甲の事業発展を目的として、以下のとおり資格取得支援契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙のモチベーション向上、キャリアアップおよび専門性の向上を図るとともに、甲の提供するサービス品質の向上、人材の確保および定着を目的として、乙が希望する資格取得に関し、甲がその費用を支援する条件を定めるものである。

第2条（資格取得の自発性）

本契約に基づく資格取得は、乙の自発的な申請および意思により行われるものであり、甲が乙に対し取得を強制するものではない。

第3条（支線対象資格）

本契約に基づき支援の対象となる資格は、以下のとおりとする。

- （１） 介護職員初任者研修
- （２） 介護福祉士実務者研修
- （３） 介護福祉士
- （４） 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- （５） その他甲が認めた資格

第4条（支援内容）

甲は、前条の資格取得に要する受講料・受験料等の全額を支援するものとする。

なお、支援の方法は、甲が直接支払う方法または乙が立替後に精算する方法のいずれかとする。

第5条（勤務義務）

乙は、支線対象資格を取得した日から 3 年間、引き続き甲の事業所に勤務するものとする。

第6条（返還義務）

1 乙が前条の勤務期間内に、自己都合により退職した場合、乙は、甲が支援した費用の 50% を、甲の指定する方法および期日までに返還するものとする。

2 業務上の理由、やむを得ない事由（疾病等）または甲都合による退職の場合は、本条の返還義務を免除する。

第7条（契約解除）

乙が虚偽の申請その他不正行為により支援を受けた場合、甲は本契約を解除し、支援費用の全額返還を求めることができる。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲：所在地

氏名

代表者名

印

乙：住所

氏名

印